

一般質問通告書

佐野市議会議員 様

受付	番号 17
	令和 5年 2月 15日
	午前・午後 2時55分
議会名	令和 5年 第 1 回 佐野市議会定例会
発言者	議席番号 11 番 菅 原 達
答弁を求める者 (選択してください)	市長、副市長、教育長、担当部局長
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	あり (資料提示・資料配付・モニター使用) なし
大項目 (質問項目) 中項目 (質問細目)	小項目 (具体的な質問内容)
<p>1. 不登校の子どもたちの多様な学びの場の保障について</p> <p>(1) 「教育機会確保法」施行後の理解の浸透と実施の状況について</p>	<p>① <u>学校復帰が前提ではないことへの理解の浸透について</u> 教育機会確保法は、学校復帰を前提とした従来の不登校対策を転換し、無理な学校復帰は状況を悪化させるとの懸念から、「休養の必要性」も認めながら児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す必要があるとしているが、学校復帰が前提ではないことへの理解の浸透度合いについて、伺いたい。</p> <p>② <u>教育を受ける機会の確保及び教育水準の維持向上について</u> 学校並びに教育委員会は、不登校児童生徒への指導と支援を行っているが、教育機会確保法が示す、本人の意思を尊重した上で、その能力に応じた教育を受ける機会の確保及び、教育水準の維持向上に繋がっているのか、伺いたい。</p> <p>③ <u>学校以外での学習活動の重要性に鑑みた支援の実態について</u></p>

<p>(2) 不登校児童生徒支援教室（アクティヴ教室）の充実強化について</p>	<p>教育機会確保法の施行は、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立を目指す」とのプラスの側面と、「学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスク」とのマイナスの側面の両面が存在するものとする。</p> <p>そこで、不登校児童生徒が学校以外の場において行う、多様で適切な学習活動が極めて重要で、必要な情報の提供や助言その他の支援を行うための必要な措置が求められているが、その重要性に鑑みた支援の実態について伺いたい。</p> <p>① <u>アクティヴ教室への送迎と給食の提供について</u> 支援の必要な児童生徒がアクティヴ教室を利用できない理由のひとつに、朝夕の送迎とお昼の弁当作りの負担があるとする。教育機会確保法には「教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする」とあることから、アクティヴ教室への送迎と給食の提供の実施に努めるべきとするが、伺いたい。</p> <p>② <u>アクティヴ教室の訪問支援機能について</u> 相談や支援を受けたくても受けられない不登校児童生徒を掘り起こし、適切な学習活動の支援に繋げるため、アクティヴ教室に訪問支援機能（ホームスクーリング）を持たせるべきとするが、伺いたい。</p> <p>③ <u>アクティヴ教室の増設と指導者の増員について</u> 学習支援のニーズの高まりに対し、アクティヴ教室の2か所目の開設や、初期支援のための学校内への同教室の設置など、アクティヴ教室を増設する必要があるとする。さらに、その必要性に加えて先に述べた支援体制の強化や保護者の相談支援の充実を図る必要性から、指導者の増員も図る必要があるとするが、伺いたい。</p>
--	--

<p>(3) フリースクールの設立・運営への支援の必要性について</p>	<p>① 教育機会確保法には、「地方公共団体が、教育機会の確保に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことが示され、民間団体によるフリースクールの設立や運営に際しても、市が責務の一端を担うものと理解している。</p> <p>さらに、「教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携」が示されていることも踏まえ、制度面及び財政面の両面から、フリースクールを設立、運営する民間団体への支援が必要だと考えるがいかがか、伺いたい。</p>
<p>(4) 不登校特例校の設置について</p>	<p>① 教育機会確保法には、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」が示されている。学校以外の場における学習機会での不利益を補う意味と、自分に相応しい多様な学習機会の選択を可能にする意味から、市、あるいは県単位で、不登校特例校又は不登校特例校分教室を設置すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>
<p>2. 地区公民館を拠点とした地域コミュニティの形成について</p>	
<p>(1) 地域における拠点の重要性について</p>	<p>① <u>地域コミュニティの形成のための拠点の重要性について</u></p> <p>こども食堂や地域の居場所など、世代を越えて気軽に立ち寄れる拠点は、夏場に読書・学習スペースとして開放することで「クールシェア」による温暖化対策の推進や、高齢者の生きがい作り、若者の地域愛の醸成など、地域のコミュニティの形成に繋がる重要な役割を担うことができると考えるがいかがか、伺いたい。</p>

<p>(2) 地区公民館を拠点としたコミュニティの形成について</p>	<p>② <u>地域の高齢者が抱える日常的な課題を地域で解決するための拠点の重要性について</u> 高年齢者の移動支援や草刈り、電球交換など、特に高齢化と独居世帯の増加に伴う地域における日常的な課題に対し、地域でいかにして解決に導くのかは、どの地域においても難題である。 市内での模範的な先進事例から伺える解決に向けた取り組みを困難にしている要因のひとつが、拠点と人材の確保であり、特に拠点を確保することが、人材を確保する上でも重要であると考えがいかがか、伺いたい。</p> <p>③ <u>町会単位では機能化が難しい自主防災組織の活動拠点について</u> 町会単位を基本とする自主防災組織の活動の拠点を、指定避難所エリアとすることで、「避難所運営は避難者自身が行う」との基本に則った指定避難所ごとの運営主体の明確化と、指定避難所を拠点とした自主防災活動の活性化に繋がられるものと考えがいかがか、伺いたい。</p> <p>① このように、地域振興や地域福祉、環境対策、地域防災などの観点から、住民主体の地域コミュニティを形成するための拠点として有効に活用すべきと考えがいかがか、伺いたい。</p>
-------------------------------------	---